

Title	平民口の解散と弾壓
Sub Title	The oppression by government authorities against the socialist movement in Meiji era
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.2 (1960. 2) ,p.521- 541
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	及川恒忠先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600215-0521

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平民社の解散と彈壓

中 村 勝 範

幸徳傳次郎、堺利彦により創立された平民社（明治三十六年十一月創立）が、約二年間の活動の後解散しなくてはならなかつたのは、當局の彈壓、財政の窮乏、同志間の思想の相違、平民社内の戀愛問題という四つの理由によるといわれている。これらの四點と平民社解散との間にはいふまでもなく決定的な關係があるが、これまでの研究ではその實態がほとんど分析されていなかった。われわれは先に「平民社とその財政事情」という論稿において、財政の窮乏化がいかに平民社の活動を困難ならしめたか、という點について探つてみた。⁽¹⁾本稿は「平民社とその財政事情」を念頭におきながら、當局の彈壓が平民社の解散といかに關係があるか、という點について論究しようとするものである。

(1) 拙稿「平民社とその財政事情」(法學研究第三十二卷第十二號)

—

周知のように明治三十四、五、六年という時代は、いわゆる「社會主義の流行」時代である。労働組合の組織化は抑壓さ

れ社會主義政黨の結社は禁止されたが、社會主義理論はこの頃飛躍的に高められた時代である。明治三十四年には安部磯雄の『社會問題解釋法』、西川光二郎の『社會黨』、幸徳の『廿世紀之怪物帝國主義』があらわれ、明治三十五年には矢野龍溪の『新社會』、幸徳の『長廣舌』がでてゐる。さらに明治三十六年には幸徳の『社會主義神髓』と片山潜の『我社會主義』の二名著が世におくられ、さらに安部の『社會主義論』、西川著『富の壓制』、木下尙江著『社會主義と婦人』、山口義三著『破帝國主義』のほかベラミー (Edward Bellamy, 1850-98) の『百年後の新社會』、ゾンバルト (Werner Sombart, 1868-1941) の『一九世紀に於ける社會主義及社會運動』などの譯書が數多くあらわれた。社會主義の宣傳は比較的自由でまた大衆の中で人氣があつた時代である。⁽¹⁾ 徳富蘆花は、社會主義を理解できないとか、信じられないとかいう者は普通の人間でないだけではなく、馬鹿か氣違ひであると語り、大隈重信侯爵は昔からわが國の政治家の考えは國家社會主義であつたと思われると述べた時代である。⁽²⁾

こういう背景を念頭において平民社が創立され、週刊『平民新聞』が發行されたということは一體どういふ意味をもつてゐるのだろうか、ということについて考えてみたい。この頃はすでに社會主義流行の時代も峠をすぎ終幕に近かつた。日露開戦を前にして世の新聞雑誌はあげて主戦論を謳つてゐた。このなかに社會主義をとなえ、反戦平和を主張する平民社の誕生というものはおよそ當時の潮流とは逆行するものであつた。しかしながらこの頃のジャーナリズムは、あえて時の流れにレジスタンスする平民社の旗上げにたいして好意をよせ、獎勵・同情の言をあたえるだけの寛容と度量をもつてゐた。⁽³⁾ 平民社も『平民新聞』も好評のうちに世に迎えられたといつてよいが、これはかつて『萬朝報』にあつて天下の讀者をわかせた花型青年記者幸徳・堺にたいする期待と敬意のあらわれであつたこともたしかであろう。またすでに峠をこしたとはいへ、兩三年にわたる社會主義流行時代のムードはまだまったく消えていなかつたことも大切である。しかしなおそこに本質的な問題がのこる。

「是れ世人の永く待焦がれたる所の社會主義の新紙なり吾人は其盛大なる發達を望んで已まず」(神戸デーリーニュース)、「其目的の善良なる吾人は警察の爲めに禁止されんことを恐る」(ジャパンヘラルド)、「勤勉なれ熱心なれ而して勇往邁進せよ千古萬古誠字あり豈爾を妨ぐるのアルプスあらんや」(京都新聞)その他同類の批評は⁽⁴⁾どういふことを意味しているであらうか。その「意味」を知るためには當時、社會問題と關係ある團體が東京には社會主義協會、普通選舉同盟會、社會政策學會、社會問題講究會、早稻田社會學會、鐵工組合、誠友會その他があつた⁽⁵⁾ことを知つていなくてはならない。その上で諸新聞の批評はこれらの諸團體と同じレベルで平民社の出現を見ていないという點をまず注目しなくてはならないだろう。『中外商業新報』が「社會主義の善美にして人生の目的に適へるや既に大家の一致する所なりと雖も、其途なきは何人も甚遺憾とせざるを得ず、故に此主義の理想郷に到達せんとする本紙の抱負や絶大と謂ふべし、希くば理想をして實行に伴はしめんこと⁽⁶⁾を」と批評しているが、これは平民社をして社會主義を實現せんとする團體であると見ていることである。社會主義思想の研究グループであつたり、勞資の衝突を協調によつて解決しようとすることを「研究」する團體でなく、あくまでも社會主義の『實現』をめざす團體であつたところに平民社の意義がある。また日露の風雲急をつける時、反戦平和を宙に向つて叫ぶのではなく、平民社は國民のなかに反戦平和の種を播き成長させようとした最初の團體であつたことにも意義がある。

平民社と『平民新聞』の出現がもつ第二の意味は、これが中心となつて日本全國の實踐的社會主義者を大同團結させ、統一させたことである。しかしこの團結と統一は、はじめから幸徳や堺によつて計畫されていたところではなかつた。彼等は「發刊の辭」のなかで、『平民新聞』は滿天下の同主義者(平民主義、社會主義、平和主義の信念をもつ者)公有の機關であるといつたが、積極的に平民社のもとに集れとは呼びかけなかつた。社會主義者の統一の呼びかけは一讀者によつて行われた。

此新聞を中心として吾國社會主義者の統一を計らねばならぬと思ふ、……中央に地方に隱然旗幟を藏せらるゝ吾が同志の士よ、驟起すべき時は今だ。⁽⁶⁾

新聞の片隅からの呼びかけであつたが、あたかもそれに應えるごとく平民社と『平民新聞』を中心に全國の社會主義者の統一が行われたことは事實である。創立者の幸徳・堺といい、社外から援助を惜しまなかつた安部磯雄、片山潜、木下尙江というメンバーは一流であり、發行する新聞が週刊で三錢五厘という安直なものであつたことが社會主義者の統一を可能にしたといつてよいだろう。もちろんそれだけの下地もあつたからであり、時流に疑問を抱く人々が世の大勢とは反對の極に自ら集つたということもいえるだろう。それに何といつても幸徳、堺、安部、片山、木下といつた指導者のあいだに理論的な對立點がなかつたことも統一を可能にした大きな要素であつた。

要するにここでは平民社と『平民新聞』の誕生は、第一にわが國において社會主義の實現と反戰平和のためにたたかう團體が初めて生れたということ、第二にこれを中心にしてこれまで全國に散在していた社會主義者の統一が初めて可能となつたという二つのことが重要である。この意味において、わが國の社會主義運動は嚴密には平民社にはじまるといわれてよいのである。

(1) Sen Katayama: *The Labour Movement in Japan*. (Chicago, 1918) p. 62-63.

(2) *Ibid.*, p. 72-73.

(3) 『平民新聞』は發行以來、先輩なる諸新聞から多くの獎勵、訓諭、同情、規戒の言をあたえられたとして、第三、四の兩號に各紙の批評を紹介している。

(4) 「諸新聞と本紙(一)」、『平民新聞』第三號所載、明治三十六年十一月二十九日)

(5) 「社會主義運動叢報」、『平民新聞』創刊號、明治三十六年十一月十五日)

(6) 「諸新聞と本紙」、『平民新聞』第四號、明治三十六年十二月六日)

(7) 日本において社會主義の實現をめざした最初の團體は明治三十四年五月の社會民主黨の結成である。しかしこれは即日禁止された。

(8) 「同情語録」、『平民新聞』第二號、明治三十六年十一月二十二日)

『平民新聞』創刊號（明治三十六年十一月十五日）に「社會主義運動彙報」なる記事があり、東京における社會問題に關係ある諸團體の近況が報告され、ここに、安部磯雄、木下尚江、片山潜をして幸徳も堺ももちろん入會していた社會主義についての研究團體「社會主義協會」の演説がしばしば警官により中止を命ぜられていることが記載されている。第二號（明治三十六年十一月二十二日）の「社會運動彙報」には社會主義協會會員が演説をした車夫問題演説會でも四名の演説が中止され、また雑誌『社會主義』の新聞條例違犯事件の公判がこの頃あつたことが報告されている。また社會主義の宣傳啓蒙活動にたいする壓迫はその主催者だけに加えられるのでなく、演説會場を提供する者への脅し⁽¹⁾と等しい種々の干渉がなされた。

社會主義の理論書として世にあらわれる限りでは著書の發禁などということとはなかつたが、具體的な社會問題との關連において社會主義がとかれるとき當局の壓力は以上のごとく加えられていた。日本における社會主義者への壓迫についてフランス社會黨の機關紙は明治三十六年十一月二十四日の紙上で「▲日本に於ける我等（佛國社會黨）の同志は非常の困難の中に社會主義の傳道と労働者の團結とに盡力しつつある事▲日本政府は『我等の理想』の蔓延に狼狽し主なる運動者を迫害しつつある事、片山潜氏の其主幹せる週刊雑誌の記事の爲めに處罰されしは其一例なる事（以下略）」と傳えていた⁽²⁾。

こうした状況下でありながら平民社は創立以來約五ヶ月のあいだ無傷であつた。平民社が直接干渉をうけたのは『平民新聞』第二十號（明治三十七年三月二十七日）の發賣頒布の停止であつた。幸徳の筆になる冒頭の社説「嗚呼増税」が新聞紙條例第三十三條の「社會の秩序又は風俗を壞亂する事項」に該當するというのがその理由であつた。平民社とそれを中心にして活動をつづける社會主義者はこの頃より干渉を受け、それは日毎に激しさを加えていくがそれにしてもこの間五ヶ月というもの干渉の手からのがれることができたのは何故であつたらうか。その理由は平民社は『平民新聞』の發行ということ以外

に何一つとして具體的な行動にでなかつたということであろう。平民社としては独自の演説會も開かず、また遊説も傳道行商も行つていなかつたことであろう。もし平民社が具體的な日常生活をはじめれば干渉は直ちに加えられたであろうといふことは明治三十七年二月十九日の社會主義協會による演説會で幸徳および木下尙江が演説中に中止を命ぜられたことから推測できよう。

平民社が獨自で「社會主義研究會」と銘うち、公開の講話會をはじめたのは明治三十七年三月六日であり、小田頼造が『平民新聞』や社會主義書類を満載した箱車をひいて千葉縣下の傳道行商に向つたのは三月三日である。また西川光二郎、野上啓之助の二人によつて初めて地方遊説が伊豆地方において試みられたのは三月十日である。いずれも、社員の給料を二、三割減じ、社中の經費を節しうるだけ節しなくてはならないと發表した「平民社籠城の記」と期を同じくしていたことを今一度思い出す必要がある。また平民社が獨自で演説會を開いたのはそれよりなお遅く、明治三十七年四月九日の平民新聞演説會が最初で早くも木下尙江はこの時、開口五分にして臨席の警官により中止を命ぜられている。

また『平民新聞』の主張も『嗚呼増税』にいたつてはじめて社會の秩序風俗を壞亂すると認められたのであつて、それ以前の主張は敢て當局がこれに干渉を試みるまでもないとみていたとしてよいだろうか。少しさかのぼるが、一讀者によつて「第二號以下には必ずや堂々たる平和論を以て一派戰狂の輩に鐵槌を下さるゝならんと待望罷在候處未だ筆の是に及ばざるは如何の御都合に候哉」といふ質問が寄せられたこともこの間の事情を知る上に役立つであろう。

(1) 「青眼白眼」(『平民新聞』第六號、明治三十六年十二月二十日) なおこの時(十二月九日の社會主義協會の演説)「辻廣告は道路規則違反だといつて、一圓五十錢の科料に處した、辻廣告で科料に處せられたのは今回を以て嚆矢とす」とも同欄に記して在る。

(2) 「世界之新聞」(『平民新聞』第十一號、明治三十七年一月二十四日)

(3) 「平民社籠城の記」(『平民新聞』第十七號、明治三十七年三月六日) の内容とそのもつ意味については拙稿「平民社とその財政事情」で詳論しておいた。

三

ところで政府當局が社會主義者の運動にたいする取締りを積極的に打ち出したのは明治三十七年五月二十七日であつた。警視廳はこの日東京府下の各新聞記者を召集して新方針を語り、左の如き要旨を電報通信社を命じて發表せしめた。

社會主義者の行動に就て

近來夫の一派の社會主義者は現下の軍國狀態に於て一層其主義の發展に努むるの要ありと稱し、或は某の教會堂に或は某の劇場に盛んに公開演説を爲しつゝあることなるが、彼等の言動中往々穩かならざる者あり特に目下の時局に關しては一層穩かならざる言辯を弄して爲めに國民を聳惑するの嫌なきを得ざる場合少なからず又其宿昔の主張たる階級制度の所説に就ては知らず知らず上皇室の尊嚴を損すが如き處なきを保せざるにやにて目下其筋にては彼等の自由を妨げざる限り其行動に付き嚴密なる監視に励めつゝあり其結果彼等の中には加納某、岡某などいへる何れも詐欺竊盜等の前科者なるを此程に至りて判明せしかば向後更に一層嚴重なる監視を加へ時宜によりては嚴重なる處分を爲すに至るやも知れずと云ふ。

要するに警視廳のいうことは、一、社會主義者は非戰論を唱道して國民の愛國心を毀損する。二、社會主義者は階級制度破壊を主張して、言論往々皇室に及ぶ。三、社會主義者の中には會て刑法上の制裁を受けたものがある、という以上の上の三點に絞られた。この政府の方針にたいして『平民新聞』第三十號(明治三十七年六月五日)は冒頭の社説で「政府に忠告す」を發表し、政府の猛省を要求したがここではその點について詳述する餘裕をもたない。ただわれわれは、社會主義協會會員中に十年乃至二十年前の「刑餘の徒」が二名いるとわざわざ社會主義運動取締の一理由にした當局の感覺もしくは戰術の巧妙さに注目すべきである。警視廳の調査によれば、當時わが國における社會主義者は三千名をこゆることが調査され

ていた。この三千名のなかから僅か二名の前科者(それも十年乃至二十年以上も前の前科)をえたにすぎなかつたが、當局は「社會主義者」と「前科者」とを同一視しかねまじき見方をしていたことを知る事ができる。またこれを「社會主義者イコール犯罪者」の印象を國民に植えつける戦術と見れば、社會主義者取締にとつてじつに巧妙な方策であつたといえよう。

この時から當局の干渉は本格化してくる。早くも訓令の翌日には下谷二長町に開ける演説會、三十一日(または三十日)には佃島に開ける演説會が解散され、刑事はしきりに社會主義者を訪問し社會主義協會會員を見廻つて問糺している。たとえば佃島で開かれた社會主義演説會解散の模様についてみよう。この演説會は當局が新方針を打出してわずか三、四日後のことであり、また二、三日前の下谷における演説會解散のあとであつただけに慎重を期してとりかかつた。初席の山口義三は極めて慎重な態度で演壇に立つたが十五分で中止、第二席加納豊は身上話を終始したため中止の理由がつかず無事演了、第三席岡千代彦は十數句約五分で中止、第四席石川三四郎は先ずコップの水のみ、ついで予は平民新聞の一記者石川三四郎という者であるといつたとき中止解散が命ぜられたのである。石川らは解散後警部を圍み、もし石川三四郎という姓名が斯く解散を命ずる程に社會の治安を害するものなら、此姓名を日本の國籍から除くの外道がない、と詰めよつた。

演説の中止はあつても演説會の解散はかつてなきことであり、姓名を名乗つただけで中止解散を命ぜられたのは彼等の經驗として初めてであつた。こうした外からの壓力と共にこの頃の「籠城後の平民社」は「何等の進歩もない」という状態(4)でその財政の窮乏化は一段と深刻になり、社員は無給で「一個の小共產社會」をつくらなければならなかつたことも思い出さなくてはならない。

社會主義運動にたいする取締りが訓令された直後、社會主義者は東京における二、三の演説會を解散させられたのは右に見てきた通りであつたが、この後しばらく東京における演説會は下火になつた。これにかわつて「夏期遊説」が發表され、茨城縣下、横濱市、群馬長野兩縣、埼玉縣、東海道への遊説が行われた。また學生による傳道行商が行われたのもこの頃で

ある。東京中心の活動から地方へと轉換したのは、一つにはもちろん炎暑をさける理由もあつたようであるが、より重要な理由として「平民社維持の方策」の一つとして地方遊説の必要が認識され、これが實行に移されたからでもあつた。またこの頃は東京におけるほどの壓迫が地方においては加えられていないことも地方遊説をみる上に大切なことであらう。

(1) 「日本之新聞」(『平民新聞』第三十號、明治三十七年六月五日)

(2) 右同

(3) 旭山生「中止！解散！」(『平民新聞』第三十一號、明治三十七年六月十二日)

(4) 前掲拙稿「平民社とその財政事情」

(5) 八月四日の埼玉縣本庄町における演説會において木下と幸徳が八九回注意をうけ、幸徳が中止を命ぜられた事と八月十六日岐阜市に遊説にいった西川は劇場等の演説會場に豫定していた所が警察のいやがらせにより借りられなくなつた事の二件ぐらゐで、廣範圍にわたりに行つた夏期遊説としては直接の干渉は少ない方であつた。

四

夏期遊説がすみ、秋に入つて再び東京で社會主義者の演説會がもたれるようになる。當局の干渉は容赦なく加えられた。たとえば十月十七日の淺草における社會主義演説會は雨天のため聴衆わずかに十名にすぎなかつた。「ケレども有難いことには淺草の署長が警部二名巡查十名及速記者二名を引率して來て下さつたので、當夜は丸で警察官社會主義研究會と云ふ風だつた」⁽¹⁾聴衆より警察當局の方が多という珍現象すらみられたのである。十一月二日神田美土代町青年會館で催された社會主義大演説會には約一千人の聴衆が集つたが、第一席の田添鐵二中止、第二席佐治實然中止そして第三席の幸徳また中止でさらに解散を命ぜられた。豫定されていた安部、木下、西川、堺の演説はもちろん行われなかつた。

以上二つの演説會はじつは平民社主催のものでなく社會主義協會によつて催されたものである。しかしこれより早く明治

三十七年一月から社會主義協會本部は平民社内うつされていた。また平民社社員の幸徳、堺、西川、石川等は協會會員でありまた協會の演説會でもつとも頻繁に演壇に立つていた。安部、木下にしても平民社社員ではなかつたが、社員と同程度またはそれ以上の働きをしていたことは今更ここに記すまでもない。要するに名目はどうあれ社會主義協會と平民社とはこの頃利害關係を同じくし密接不可分であつたと見てよからう。平民社としては独自の演説會を東京ではほとんど開かなかつた。幸徳、堺その他秀れた社員を擁し、社外からの有能な協力者をもつていた平民社は独自の演説會を開こうとすれば、何時如何なる時でも開きえたはずである。しかし平民社はそれをしなかつたし、平民社社員が東京で演説するときには社會主義協會の會員として演壇にたつた。その邊の理由は何故だかわからないが結果的にはそれが平民社の生命を約一年延期させることができたと考えてよさそうである。なぜなら社會主義協會は十一月二日の社會主義大演説會の解散をうけてから半月後の十一月十六日「社會主義協會は安寧秩序に妨害ありと認むるを以て治安警察法第八條二項に依り其結社を禁止する旨内務大臣より達せられたり」という警視總監安立綱之の命令書をうけたのである。平民社店頭に掲げられていた社會主義協會の看板は撤去され、明治三十一年以來六年の歴史をもつ協會はここにその幕をとじた。そこでわれわれは、もし幸徳、堺らが社會主義協會の演説會とは別に、独自の平民社主催による演説會を開いていたらどうであつたか、という問題を考えるのである。社會主義協會にかわつてか、少なくとも同様に結社禁止の運命にあつたのではないだらうか。

社會主義協會の結社禁止が命ぜられたのは平民社創立一周年記念の頃である。この頃はまた平民社は甚大な壓迫を蒙つた時でもあつた。十一月六日發行の『平民新聞』第五十二號は「小學教師に告ぐ」「所謂愛國者の狼狽」「戦争に對する教育者の態度」の三記事のゆえに發賣頒布が停止された。この命令は九日にしたつて達せられたので賣残りの十六部を差押えられたにすぎなかつた點では金錢上の被害はほとんどなかつた。しかし創立一周年を記念して「共產黨宣言」を記載した第五十三號(明治三十七年十一月十三日)は平民社にあつた四千部と賣捌店にわたし地方へ發送した四千部のほとんどが差押えられる

という被害を蒙つたのである。⁽³⁾この第五十三號は印刷中にすでに警察當局から郵便局にその送達禁止が通告されており、賣捌店にたいしても事前に手配されていたといふ。⁽⁴⁾

第五十三號の發賣頒布禁止が命令された日、平民社は一周年記念行事の一つとして瀧の川にて園遊會を催すはずであつたがこれも禁止された。この園遊會は「議論もなく演説もなく、唯だ飲食と遊戯と音楽とをもて一日の清遊を爲すに過ぎざる」⁽⁵⁾ことは當局も十分承知していた。平民社側ではこの間の事情について「若し數日の前、或は一日前にも、警察より斯々せば解散すべし、或は斯々せば良けんとの注意を與へられなば、吾人は謹んで其命を奉す可かりしなり、而も警察は其前夜までも何等の注意を與ふることなく吾人をして全く安心せしめ、數百人の來會者を休息遊戯飲食せしむべき十分の準備を爲しめて、イザ開會てふ間際に至りて解散の不意打を食はせたるなり」⁽⁶⁾と説明している。用意萬端ととのつてからの禁止は平民社に財政的に大きな損失をあたえたが、これは當局の豫定の計畫であつた。この月の會計報告によれば、園遊會の損失は五十圓であつたと思われるが、これはこの頃(十一月)の廣告料収入金の四十八圓餘よりも多い。「十一月は園遊會禁止と發賣停止との爲に大分損をさせられ」その上書籍代の収入がなかつたため會計が困難になつたと報告され、平民社維持金から百五十圓という大金を使用した。⁽⁷⁾

しかもこの頃から當局の社會主義者への干渉は中央の東京だけでなく、地方にまでおよび各地で『平民新聞』の購讀を妨害し、運動を迫害するようになってくる。賣捌店で讀者の姓名を取調べ戸別訪問して妨害したり、青年の社會主義者あれば父兄に迫つてこれを禁せしめたり、あるいは露探非國民の惡聲を放つて郷黨閭里をして憎惡せしめるという手段をとつた。さらに陸軍次官石本新六は左のごとき親展書を各地官吏に發したといふ。それは

近頃平民新聞社々員と稱する小田某、山口某なるもの社會主義を鼓吹する爲め地方を遊説して不穩の言論を爲せる由、右は非常の害毒を流すべきものに付軍人家族並に遺族に面會することを嚴禁すべし猶二人は目下豊橋地方に在るが如し

というものであつた。⁽⁸⁾

小田某とは小田頼三であり、山口某とは山口義三である。二人は明治三十七年十月五日、平民新聞、社會主義書類と白地に染めぬいた赤地の箱車をひいて東京から下關までの傳道行商の旅にたつたのである。この二人の傳道行商のあとを探るこゝによつて當時の地方社會主義者あるいは地方の『平民新聞』讀者の動靜や社會主義思想のうけとられ方がわかるのであるが、本稿では節を改めて傳道行商にたいする當局の壓迫についてのみみよう。

- (1) 「社會主義演說會」(『平民新聞』第五十號、明治三十七年十月二十三日)
- (2) 「發賣停止又來る!!」(『平民新聞』第五十三號、明治三十七年十一月十三日)
- (3) 「發賣停止又々來る!!」(『平民新聞』第五十四號、明治三十七年十一月二十日)
- (4) 「社會黨の鎮壓」(『平民新聞』第五十五號、明治三十七年十一月二十七日)
- (5) 右同
- (6) 右同
- (7) 「平民社十一月會計報告」(『平民新聞』第五十八號、明治三十七年十二月十八日)
- (8) 前掲「社會黨の鎮壓」

五

西川光次郎は明治三十七年の平民社の活動をふりかえつた報告書のなかで傳道行商につき「之れ又社會主義傳道の有効なる一方法にして、本年此の任に當りしは小田頼造、山口義三、小野丑郎、西村伊作、野村生、阿南生、西島生、權田生等の諸氏、而して傳道行商者の入込みし地方は千葉縣、信州、越後、近畿、關東、武州、相州、東海道及山陽道等なりき」と報告している。⁽¹⁾

この傳道行商は「平民社籠城の記」が發表されたとき小田頼造がこれを行うことが明らかにされている。明治三十七年三月三日に出發し、千葉縣下に傳道行商を試みた小田は、十日ほどでこれを中止した。小田はこの時、やむなき事情により中途でやめているが、彼はその後次々と傳道行商を精力的に行つた。西村伊作の傳道行商は直接平民社の計畫にもとづいて行つたものでなく、小野丑郎のそれも豫告なしに行われた私的なものであり、規模からいつても小さかつた。夏期遊説の行われた年の夏、野村、阿南の兩學生社會主義者は土浦、水戸、友部、下館、結城等の諸地方を十數日にわたり傳道行商を試みた。また同じ頃、西島、權田の二學生も立川、八王子、厚木、平塚、茅ヶ崎、藤澤等の各地を行商している。小田頼造は九月三日より二十一日まで再び千葉縣に傳道行商を試みた。

傳道行商は平民社時代の社會主義運動を大きく特徴づけるものであるが、この傳道行商のなかでも、もつとも大がかりで代表的なものは山口義三、小田頼造による東京から下關にいたる大傳道行商である。小田はさらに單身九州一周の傳道行商をつづけた。この行商に刺戟されて各地に地方的で小規模な傳道行商が企てられる機運をつくり出したが、ここでは地方における當局の彈壓がどういふものであつたかを調べるために、この傳道行商に加えられた干渉について見ていきたい。この目的でわれわれは東京から下關それから九州一周の傳道行商と、これに刺戟されてはじめた荒畑勝三の東北地方傳道行商の二つに焦點をあわせておきたい。

傳道行商に警官・刑事または憲兵が尾行するようになったのは先にもふれた如く陸軍次官親展書が地方官吏に送達された十一月十日以後のことである。したがつてそれ以前の小田頼造の二回にわたる千葉縣下の傳道、西村、小野の地方的な傳道、學生社會主義者による傳道では當局の干渉はまつたくなかつた。

小田・山口らは豊橋から名古屋、岐阜、京都、大阪、神戸から岡山にいたるまで一、二名の尾行をしたがえて行商をつづけた。尾行は面を劈く霜夜の風をも厭わず終宵眠らず戸外に行んで見張るか、宿においては隣りの部屋で夜を徹して動靜を

窺つた。行商についてまわり、時には座敷にまで這入り「この二人に尾行しています」といつて妨害した。岡山をあとにして防府までのあいだは尾行がなかつたのであろうか、彼等の報告ではその點不明である。防府から下關までまた尾行がついた。しかし東京から下關までの傳道行商は成功であつたといつてよい。むしろ大成功といふべきだらう。「軍國主義の熾んな」廣島では到るところで面會謝絶され、書物は一冊しか賣れず、また有数の敏腕家、近郷近在にその名隠れなき刑事が尾行した防府では『良人の自白』一冊が賣られたのだが、これらは例外といつてよく、いかに警察の干渉があり、尾行があつてもどこでも社會主義書籍の賣行はよかつた。たとえば十一月二十七日(關ヶ原)から十二月三日(京都會)までの一週間は休みなく尾行がつき、夜は尾行が隣室に徹夜で監視していたが、この間に「五名の同志を作り、七十四冊の社會主義書類を賣つた、探偵は夜も碌々寝ますに尾行して居つても書物は賣れるから妙ぢやないか」と彼等はいう。明治三十八年一月二十六日、下關で一旦傳道行商を休止するまで東京をたつてからその日數を費すこと百十四日、三百里の長程であつた。「此間に於て合せて六十五名の同主義者を作り、談話會を十三演說會を五回開き、一千〇九十七冊の社會主義書類を賣つた」のであるから、彈壓に抗して決行したこの傳道行商は大成功であつたといふべきであらう。

約二ヵ月下關で休養した小田は單身四月三日門司を皮切りに九州一周の傳道行商を再開した。下關からは刑事と憲兵伍長が尾行して門司まできた。尾行は小田の赴くところへはどこへも従つた。太宰府では正服巡查をお供にして花見をした。阿蘇登山を試みれば刑事は人力車にのつて追馳けてきた。浪花節をききにいけば「驚くではないか、刑事君は依然草木も眠るといふ丑滿時分に僕に尾行してるのだから。」もちろん尾行は漫然とついているだけでなく小田を宿から追い、社會主義書を買つた者の住所姓名をノートし、赤い箱車を珍しがつてそれが何であるかを問うた通行人を呼びつけ、小田の訪問先へいつて「アンナ者を寄せ附けるな」と注意した。これほどの干渉にあいながら七月五日下午關にもどるまでの九十四日間に談話會を開くこと六回、社會主義書を千百六十六冊賣つた。東京より下關にいたるまでの日數より二十日ほど少なかつたが賣つ

た書籍は七十冊ほど多かつた。

小田が單獨で九州一周の行に出發した頃、荒畑勝三が東北地方へ、深尾詔・原子基の二名が甲信越地方へ、という二つの傳道行商が平民社を出發點としてはじめられた。四月十日平民社を出發した深尾・原子の二人は十三日には府中警察署に同行を命ぜられた。そこで二人の行爲が「公安に妨害あるものと認めて僕等を一日間檢束し且つ車、幻燈器械及映畫一式、書籍、檄、歌などを三十日間領置する」といいわたされたのである。翌十四日には二人の刑事に伴われて原子・深尾は平民社へ送り戻されてしまつた。

また單獨で四月五日平民社をあとに東北地方に向つた荒畑はどうかといえ、二十五日茨城縣に入つたときから尾行がついたが荒畑はこの時のことを「僕年甫めて十九、明治政府のお役人を隨へて本を賣つた、ナント偉らからう」と報告している。しかしこの強がりもやがて通用しなくなる。荒畑はたえず二、三名の尾行をしたがえて土浦から水戸へと行商していくが、水戸では警察から『直言』の讀者へ「平民社の荒畑なる者が金を強請に來るだらふが彼は露探だから面會するな」という注意がゆきわたり、縣當局は師範學校、中學校、農學校の教員生徒のすべては平民社出版物の購讀をしてはならないと通達されていた。またここでは檄および新聞の配布が禁ぜられ手も足も出ない状態に追い込まれた。笠間町を最後に五月十三日二人の巡査に同乗されて荒畑は東京へ歸る汽車に乗つた。この間、日を闇みすること三十二、書籍はわずかに百九十冊しか賣れなかつた。甲信越傳道行商、東北傳道行商、小田の九州傳道行商の三つはほぼ時を同じくしてはじめられたが、甲信越方面は開始して四日目、東北地方も一ヵ月後には中止せざるを得なかつた。結局計畫通り實行したのは九州一周だけであるが、三者のレポートを看讀すると東京近郊ほど彈壓は烈しかつたことがわかる。

(1) 西川生「日本社會主義一年間の發達」『平民新聞』第五十九號、明治三十七年十二月二十五日

(2) 小田生・山口生「傳道行商の記(七)」『平民新聞』第五十七號、明治三十七年十二月十一日

- (3) 小田生・山口生「傳道行商の記」〔直言〕第二卷第一號、明治三十八年二月五日)
- (4) 小田頼造「九州傳道行商日記(十三)」〔直言〕第二卷第二十三號、明治三十八年七月十六日)
- (5) 原子基・深尾韶「甲信傳道行商日記(三)」〔直言〕第二卷第十二號、明治三十八年四月二十三日)
- (6) 荒畑勝三「東北傳道行商日記(三)」〔直言〕第二卷第十四號、明治三十八年五月七日)

六

陸軍次官の親書以來、地方の讀者から警察が讀者の家を訪問し取調べやいやがらせを行つたり、研究會の妨害をしつつあることが次々と報ぜられてきた。たとえば『平民新聞』第五十八號では佐賀市と水戸市から、第五十九號では神戸市、川越町から、第六十一號では地方組織のうちもつともエネルギーな活動をしてきた横濱平民結社が解散を命ぜられたという報告をはじめ、倉敷、柿岡、伊勢崎等から警察の干渉が報告されている。こういう迫害が中央においてまた地方において日毎に加えられていくと結局どういふことになるのだろうか。その一例として硝子張りのなかで公明正大に運動を行つていた平民社が、「一切の經營劃策を暗中にはねばならぬ事」となり、「秘密費」といふようなものまで毎月使われるようになったことは別の論稿ですでに明らかにしたところである。

こうした秘密主義と同時に迫害が加わると共に運動それ自體が権力にたいして小兒病的な反抗の傾向を見せてくることが第二の特徴としてあげられる。演說會における演說の中止そして解散という命令もはじめはそのまま受けとられているが、やがて中止、または解散の聲と共に聴衆は總立ちとなり騒動をおこしはじめ、それがついに演說會の定まれるコースとなつてしまふ。瀧の川園遊會では當局の命令のままに従つたが、わずか五ヵ月後の明治三十八年四月二日の労働者觀櫻會でははじめから警察との亂闘を覺悟して行動している。すなわち赤旗を押立て、太鼓をたたいて銀座、京橋、日本橋、今川橋、神田とデモを行い、ここで各自分散して會場の上野に向い、正午の「ドン」を合圖に「ソレツと掛聲して皆銘々に赤旗をカザ

して『社會黨萬歳』『社會主義萬歳』などと叫びながら」とびだして行く。これにたいして警官數十名がおそいかかり大騒擾がはじまり結局社會主義者三十一名が引致され、そのうち八名が夕刻まで拘引されるといふ警察との正面衝突がここにはじめて生じたのである。

これ以後、運動には緊張が次第に加わり、ラディカルの色彩が濃くなつていくが、公平にみて平民社としては最初は決して反抗的でなく穩健な運動を行つていた。挑撥したのは政府警察當局であつたが、一度對立の芽が生じるとそれは加速度的に成長し發展し、挑撥がより以上の挑撥をうむようになってしまふ。これ以後の當局の迫害については同じようなケースを、今まで以上に頻繁に羅列するだけであるから一應ここでとどめよう。

見方をかえて明治三十五年五月十六日の東京市における衆議院補缺選舉について調べてみよう。周知のごとくこの選舉では社會主義者の候補者として木下尙江が「日本社會主義同志」に推されて立候補したのである。社會主義者として立候補したのはこれをもつて嚆矢とする。社會黨選舉演説會は左のようにして催され、そして抑壓された。

五月七日 神田三崎町に開く、否、いまだ開きたるにあらず、石川三四郎まず演壇に立ちて將に開會を告ぐべく一禮するや、臨監の警部により「本會の解散を命ず」と叫ばれた。

五月八日 芝區兼房町にて加納豊が開會を告げんとするやこれも解散を命ぜられる。

五月十二日 京橋區因幡町にて開會を報ずると同時に解散させられる。

五月十三日 兩國に開催せんとするも、警察の干涉で豫定の會場を借りられず開會できず。

五月十四日 下谷二長町、開會を報ずると同時に解散の命下る。

五月十五日 豫定の會場青年會館が突如使用を斷わつてきて開會できず。

要するに木下はただの一回の演説會も開くことをえず十六日の投票日を迎えたのである。東京市の人口百八十萬といわ

れ、有権者一萬六千八百十三人を數えたが木下の得票數わずかに三十二票であつた。この迫害と三十二票という結果がこれからの社會主義者の心理に甚大な影響をあたえていくのである。合法的な運動をしている限り、運動は抑壓される。したがつて力には力をもつて對抗しようという考えが一つであり、いま一つはかりに普通選舉制が實施されても社會主義者は多數を得て政權を獲得できるかという疑問である。こうした考えや疑問は、運動全般に加わる迫害が増大するにつれて成長していくのであるが、それが顯在化するにはなお二、三年を要する。

選舉の行われた五月十六日の夜、平民社に十數人が會し、座長に木下尙江をおき「秘密探偵嫌疑者」加納豐の處置につき會議を開いた。「同志中に犬あり」という聲は彼等の間に傳わつていたが、その嫌疑者として加納があげられた。最早黙過しえない状態になり加納の辯明をきくためにこの會議が開かれたのであるが、質問詰責にたいして答辯ははなはだ要領をえなかつた。

結論として「我主義の前途の爲め、及び加納君自身の爲め、遺憾ながらも加納氏が暫く我黨の運動より退隱せんことを要求」した。

選舉にたいする徹底的な彈壓と惨敗、そして同志内のスパイ事件とが重なつた五月中旬から東京における運動は日をおつて下火になつていく。これには幸徳、西川の入獄という事情も關係があるが、何といつても彈壓で身動きができなかつたというべきであろう。六月十四日には社會主義演說會が開會の挨拶と共に解散を命ぜられるという新たな強壓が加わつてきた。その後、社會主義演說會は「社會主義者茶話會」となり、また「社會主義學術演說會」と名稱實質共にかわつたが、茶話會でも警官が見張り「學術演說會」も二度目には中止の命が下つた。東京について最も活潑な運動を展開していた横濱曙會の社會主義演說會も六月三日には三名が中止され、七月二十二日は四名、同三十日は一名、八月十三日および同二十日の演說會では警察の干涉により會場を借りることが出來ず、ついに「横濱曙會の運動にも追々警察からの干涉が烈しくなつ

て承りました、此分では暫く公開演説も出来ませぬ」と告げなくてはならなかつた。

東京および横濱の彈壓が苛烈をきわめると木下尙江、山田滴海の二人は八月一日から東北地方遊説に出發した。郡山、山形、楯岡、鶴岡その他の都市をまわつたが、若くして直線的に問題に觸れる山田の演説は毎度中止され、木下は平民社において十分間で話せる内容のことを聴衆よりもまず臨監の警官に理解させることによつて中止の難をまぬがれるために二時間または三時間の熱辯を何處へいつても振わなくてはならなかつた。また木下は宗教演説や宗教と文學との關係を教會で演説しているのもこの遊説の特徴である。八月一日からはじまつた遊説は十四日の歸京をもつて終つたが、この遊説では山田の中止、木下の二、三時間の大熱辯でも演説會を行えばよい方で演説會が開きえない地すらあつた。このとき福島の小學校教員には次のような布令がまわつていたのである。

學第二〇四號

近來社會主義として各地を遊説するもの多きを加へ現に木下尙江荒畑勝三等本縣内遊説中に有之候然るに彼等の現に唱道する非戰爭論非國家財産平均論の如き到底國家の目的と相合せざるものたるにも拘はらず現時國民の教育に任ずる小學校教員にして右等主義者の會合に賛同し若くは演説を歡迎聽問する等のもの往々有之哉に候處右は國民教育の任に在るものゝ行動として穩かならざるのみならず延て公安の保持上にも至大の影響を及ぼす次第に付部下職員に對し相當御示達の上右等不都合の所爲無之様御注意相成度依命此段及通牒候也

明治三十八年八月

信夫郡書記 伊東謙實

情勢は中央地方を問わず運動にとつて不利な條件が重なつてきていた。ことに東京における運動はほとんど窒息させられたといつてよい。演説會は六月十四日の開會と同時に解散を命ぜられたこの日を最後に行われていない。意氣すこぶる擧げなかつた。

『直言』が發行停止の命令をうけたのはその第三十二號においてであつた。ポーツマス條約に不滿をもつ群衆が九月五日、日比谷公園に集り、その流れは焼打ちにまで發展し、東京には戒嚴令が布かれた。この暴動の責任は政府にあると攻撃した『直言』第三十二號の社説「政府の猛省を促す」のため、新聞は發行停止を受けたのである。この停止命令はいつ解除されるか豫測もつかないままに『直言』は廢刊とさまつた。この最後の一太刀による彈壓が平民社内の他の諸々の原因と關連して十月九日、平民社は悲壯な解散式を行つた。

- (1) 石川生「労働者觀模會の記」(『直言』第二卷第十一號、明治三十八年四月九日)
- (2) 「秘密探偵嫌疑者處分」(『直言』第二卷第十六號、明治三十八年五月二十一日)
- (3) 「同志諸君に告ぐ」(『直言』第二卷第三十一號、明治三十八年九月三日)
- (4) 滴海「東北遊説日記」(『直言』第二卷第二十九號、明治三十八年八月二十日)

七

平民社解散後、社會主義者はいわゆる『新紀元』派と『光』派にわかれた。『平民新聞』から『直言』がほおむられてもなお彼等は『光』および『新紀元』という新聞をもつたのであり、したがつて平民社の解散は財政難とか當局の彈壓によるものではないという見方も成り立つてあろう。しかしながら平民社の財政は一度御破算にして、まったく新たな結社を組織するのではなくては、これまでの組織を繼續しえられるものでなかつたことはわれわれがすでにみてきたところである。また當局の彈壓は中央地方を問わず社會主義者の運動をきわめて困難な状況においこんだことは本稿で明らかにした通りである。したがつて『光』および『新紀元』に含まれる人々はたしかにかつての平民社時代の人々とは異ならなかつたにしても、經營内容がまったく一新されたことはいうまでもないが、運動面においても平民社時代とは異なつた面を出してくるは

すである。

ともあれこういつた問題は今後の研究にゆだねるとして、本稿においては切角公明正大を旨として出發した社會主義運動が當局の彈壓により暗い性質を帯びるようになり、權威にたいして直接的な衝突をも敢て辭さないという心的な構えを萌芽させたことは記憶さるべきである。そしてこの期にあつては挑撥はつねに警察の側からなされたことも忘れてはならない。

(34・11・30)